

福祉事務所  
だより No.32

27年4月施行

## 生活困窮者自立支援法

長引く景気の低迷により非正規雇用、低収入などがますます増加しています。また、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化などによる社会的孤立によって、誰にも相談できない状況も広がってきています。

このような社会のなかでは、誰もが生活困窮に陥る可能性があります。そこで、生活に困った場合でも自立した生活を送るための支援を確実に受けられるように、生活困窮者自立支援法が創設されました。

## 香南市の生活相談窓口

香南市では、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業として、香南市社会福祉協議会に業務委託し、「生活サポートセンターこうなん」を開設。相談窓口として設置していますのでお気軽にご相談ください。

生活保護を受けている人以外で、生活に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人は、だれでも相談できます。

相談  
無料  
秘密  
厳守

### 生活サポートセンターこうなん

- 場所 香南市野市町西野534-1  
のいちふれあいセンター内
- 開設 月曜～金曜 8時30分～17時15分
- 電話 0887-50-6666

あなたの周りで生活に悩みを抱える人がいたら、ぜひ「生活サポートセンターこうなん」のことを知らせてあげてください。



相談支援員が、あなたの問題の解決に向けて一緒に考え、サポートします。

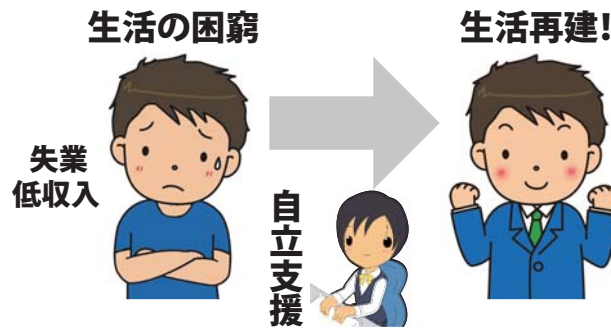
### 制度の目標は…

#### 生活困窮者の自立と尊厳の確保

本人の内面からわき起こる意欲や思いを大切にし、尊厳の確保に配慮し自己選択・自己決定ができるよう寄り添い支援する

#### 生活困窮者支援を通じた地域づくり

社会とのつながりを実感してもらうために、「相互に支えあう」地域を構築していく



## サポートの流れ

### ステップ1 まず、困っていることを何でも話してください

- 就労や家庭、心身の問題など抱えている問題を相談員が広くうかがいます。
- 相談内容によっては適切な対応ができる専門機関へつなげます。
- 窓口に来られない場合には相談員が訪問することもできます。

### ステップ2 あなたに必要な支援が計画的に提供できるように、自立への計画を立てます

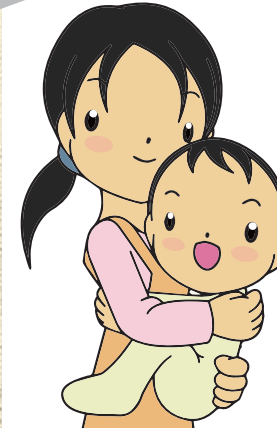
- あなたが抱えている課題を評価・分析し、必要な支援を把握します。
- あなたの希望を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるように自立に向けたプラン(自立支援計画)を策定します。

### ステップ3 自立のために一緒に目標に取り組みましょう

- あなたの問題を解決するために必要な関係機関と連携して支援を行います。
- それぞれの状況に合わせて継続して支援します。

ひとり親家庭を応援します

## 児童扶養手当のご案内



父母の離婚・死亡などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を通じて、児童の健全育成を図ることを目的として支給される手当です。

### 対象となる子ども

■下記のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。中度以上の障害のある児童については20歳未満)を監護していて、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が離婚をした児童
- ②父または母が亡くなった児童
- ③父または母が施行令に定める程度の障害の状態(国民年金の障害等級1級程度)にある児童
- ④母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑤父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童  
(その他にも対象となる要件があります。詳しくはお問い合わせください)

■支給対象に該当していても次のいずれかに該当する場合は、手当を受けられません。

- ①上記要件の発生が平成10年3月31日以前の場合(申請者が児童の父の場合を除く)
- ②父又は母が婚姻の届出はしていても事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるとき
- ③手当を受けようとする父、又は母、又は養育者の住所が日本国内に無いとき
- ④対象児童の住所が日本国内に無いとき
- ⑤対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設や少年院などに入所しているとき



### 制度が変わりました

これまで、公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、遺族補償など)を受給できる方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

共に生き  
共に支え合う  
まちづくりを  
目指して

### 支給される額

■扶養親族の数や本人所得及び同居扶養義務者の所得によって決められます。

▶手当は4月、8月、12月に支給されます。

[平成27年3月現在の手当月額]

全部支給	41,020円
一部支給	41,010円～9,680円
2人目加算	5,000円
3人目以降加算	3,000円

受給資格はあっても、所得額が制度上定める限度額を超えている場合は、支給額が0円(全部停止)になります。

### 申請が必要です

■受給するためには必要書類を添えて申請が必要です。詳しくは福祉事務所までお問い合わせください。

### ご注意ください

■手当を受給されている方(全部停止となっている方を含む)が、住所を変更した場合や世帯の状況が変わった場合(婚姻や内縁関係、出生など)は、届け出が必要です。届け出が遅れると、事由によっては、その分手当が受給できなかったり、返還金が発生する場合があります。